

令和2年2月12日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会  
委員長 佐藤 肇

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 令和2年第1回魚沼市議会定例会について  
(2) 令和2年度魚沼市各会計予算の審査について  
(3) 閉会中の所管事務調査について  
(4) 令和2年第1回議会報告会について  
(5) 令和元年第4回定例会の課題等について  
(6) その他
  
- 2 調査の経過 2月12日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和2年第1回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和2年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。  
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
令和2年度魚沼市各会計予算の審査については、別紙「令和2年度魚沼市各会計予算の審査について」のとおりとした。質疑の方法は事前通告制とし、通告期限を2月26日正午とした。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
令和2年第1回議会報告会については、実行委員会体制で日程、内容等を検討することとした。  
令和元年第4回定例会の課題等については、各会派から出された意見を協議し、委員会として取りまとめた。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

- (1) 令和2年第1回魚沼市議会定例会について
- (2) 令和2年度魚沼市各会計予算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 令和2年第1回議会報告会について
- (5) 令和元年第4回定例会の課題等について
- (6) その他

2 日 時 令和2年2月12日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、  
本田 篤

5 欠席委員 なし

6 説明員 東川副市長、森山総務政策部長、武藤総務政策部副部長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤（肇）委員長 報告事項を申し上げます。本日、市長につきましては所用のため、副市長に出席をいただいております。それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

#### (1) 令和2年第1回魚沼市議会定例会について

佐藤（肇）委員長 日程第1、令和2年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。まず、(1)付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

東川副市長 それでは、本日市長が公務のため欠席ということで、私のほうから説明させていただきますと思いますが、次回魚沼市定例会の付議事件案件一覧の内容につきましては、総務政策部長また総務政策部副部長のほうから詳細について説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

武藤総務政策部副部長 付議事件一覧に基づき説明を申し上げます。

最初に、予算の補正案件4件でございます。事件番号1番、「令和元年度魚沼市一般会計補正予算（第9号）」は、歳入におきましては、国の補正予算関連等に係る国庫支出金のほか、財産収入及び財源調整に伴う財政調整基金繰入金の追加を行う一方、工業団地造成事業特別会計からの貸付金の返済の見送りや各事業の実績見込みに伴う県支出金などの減額、また市債の調整、減額を行うものです。歳出につきましては、国の補正予算関連、市単独事業の前倒し事業費に加え、生活扶助費などを追加する一方、年度末に向け、各事業の実績見込みに伴う所要額の減額を含めた調整及び財源内訳の変更と併せ、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の変更に係る補正を行うものでございます。

2番、「令和元年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、事業勘定における歳入・歳出予算につきまして、特別調整交付金の実績見込みに伴い、それぞれ所要額の増額及び財源内訳の変更を行うものであります。

3番、「令和元年度魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、国保連合会への負担金等の実績見込みに伴い、歳入・歳出予算ともに、所要額の組替え及び財源内訳の変更を行うものであります。

4番、「令和元年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」は、水の郷工業団地用地において、今年度内での売払いが見込めないことになりましたので、売払い収入及び一般会計への借入金の償還について、歳入・歳出予算ともに所要額の減額及び財源内訳の変更を行うものであります。

続きまして、5番から13番までにつきましては、新年度の当初予算関係でございます。内容につきましては、令和2年度魚沼市一般会計予算、そして4つの特別会計予算及び4つの企業会計予算、合わせまして9件の新年度会計予算について議会の議決を求めるものでございます。

森山総務政策部長　続きまして、条例の改正、制定、廃止について御説明申し上げます。

14番、「魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、魚沼市消防団員の処遇改善を図るため、報酬額の見直しを行うものであります。

15番、「魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、昨年12月16日に開催された魚沼市特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の給料月額の設定を行うものであります。

16番、「魚沼市固定資産評価審査委員会条例及び魚沼市手数料徴収条例の一部改正について」は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

17番、「魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正について」は、現行は償還払いの支給となっておりますが、現物給付による支給を開始するため、所要の改正を行うものであります。

18番、「魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について」は、現在学校開放施設として指定されている広神西小学校相撲場及び魚沼北中学校テニスコートを廃止するため、所要の改正を行うものであります。

19番、「魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、厚生労働省が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改

正に伴い、所要の改正を行うものであります。

20 番、「魚沼市印鑑条例の一部改正について」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の制定に伴い、市の印鑑登録の登録資格について、所要の改正を行うものであります。

21 番、「市税等の納期変更に伴う関係条例の整備について」は、市税等の納期を変更するため、関係条例の改正を行うものであります。

22 番、「魚沼市手数料徴収条例等の一部改正について」は、コンビニエンスストア等で個人番号カードを利用して発行する証明手数料を窓口発行より減額するため、所要の改正を行うものであります。

23 番、「魚沼市介護保険条例の一部改正について」は、介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者の保険料軽減強化のため、所要の改正を行うものであります。

24 番、「魚沼市自然環境保全条例の一部改正について」は、自然環境保護等の保全業務における推進体制の強化を図るため、所要の改正を行うものであります。

25 番、「魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例の制定について」は、いじめや差別等のない明るく住みよい社会を目指し、いじめや差別等を絶対に許さないという姿勢で、条例を制定するものであります。

26 番、「魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について」は、指定管理へ移行する峠の雪むろについて、使用料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

27 番、「魚沼市土地改良事業換地委員会条例の廃止について」は、適用する土地改良事業が完了するため、廃止するものであります。

28 番、「魚沼市営住宅条例及び魚沼市有住宅条例の一部改正について」は、新潟県営住宅条例等の改正に合わせ、空き室の入居促進等のため所要の改正を行うものであります。

29 番、「魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正について」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の制定に伴い、施工業者の登録について、所要の改正を行うものであります。

30 番、「魚沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度により任用される企業職員の給与の種類及び基準等について、所要の改正を行うものであります。

31 番、「魚沼市ガス供給条例の一部改正について」は、ガス事業運営において、条例内の用語定義や明文化すべき内容を整理するため、所要の改正を行うものであります。

32 番、「魚沼市景観条例の制定について」は、本市の魅力的な景観づくりを推進するため、所要の規定を制定するものであります。

武藤総務政策部副部長 33 番、「市有財産の貸付けについて（湯之谷庁舎）」は、湯之谷庁舎における土地及び建物の一部を令和2年6月1日から令和7年5月31日までの間、民間事業者に貸し付けるため、地方自治法第238条の4第2項第4号及び同法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

34 番、「指定管理者の指定について（在宅介護サービスセンター）」は、広神地区に所在の在宅介護サービスセンターでございます。事業内容は、デイサービスセンターひまわり、うおぬまケアセンター及びヘルパーステーションコスモスであり、今年度で指定期間が満了となりますので、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の更新を行うもの

であります。こちらにつきましては、既に指定管理希望団体から指定申請がなされ、指定管理者選定委員会の審査を受けておりますので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

35 番、「細野橋撤去工事請負契約の変更について」は、細野橋撤去工事におきまして、仮橋橋脚の設置及び橋脚下部の取壊し工法の変更に伴う仮契約を令和 2 年 1 月 29 日付で締結したことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

森山総務政策部長　　続きまして、事件番号 36 番、「市道路線の変更について」は、管理境界の変更及び土地改良による廃道等に伴い、市道 3 路線の路線変更について道路法の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

37 番、「教育委員会教育長の任命について」は、令和 2 年 3 月 31 日をもって任期が満了する教育委員会教育長について、その後任の方の任命について議会の同意を求めるものであります。

引き続き、市長が報告する専決について、お願いいたします。

議長の受付事件（報告等）であります。事件番号 6 番になります。「専決処分の報告について（専決第 1 号 和解及び損害補償の額の決定について）」は、令和元年 12 月 11 日に、市道中原干溝線路上において、市が設置した消雪パイプのコンクリートブロックが破損し、通行中の相手方車両の車体下に接触しマフラーを破損させた事故について、相手方と損害賠償の額が決定いたしましたので、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。

武藤総務政策部副部長　次に、7 番から 9 番の「専決処分の報告について」は、工事の変更契約 3 件でございます。まず、魚沼市同報系防災行政無線デジタル化工事請負変更契約を令和 2 年 1 月 29 日。次に、魚沼市庁舎電気設備工事請負変更契約を同年 1 月 30 日に。次に、魚沼市庁舎機械設備工事請負変更契約を同年 2 月 6 日にそれぞれ行ったものであります。いずれも「地方自治法第 180 条第 1 項及び地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定」の規定による軽易な変更内容であることから、報告を行うものであります。

佐藤（肇）委員長　　ただいま市長提出事件等について説明をいただきました。これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

本田委員　　2 つに渡ってお伺いいたします。番号 15、魚沼市特別職の職員の給与に関する件でございます。この議案に触れないようなところで質疑をさせていただきます。報酬等審議会の答申があったということですが、この審議会につきましては、昨年議会のほうでメンバー構成について少しいかがなものかという話があったのですが、この報酬等審議会が答申された時点におきまして、メンバーの変更等はございましたでしょうか。

森山総務政策部長　　メンバーの選定につきましては、基本的な考えとして、市内の農業団体、商工団体、建設関係、あるいは観光関係、それと金融関係、労働団体。そういう方々の代表をお願いしたいというもので、基本的な考え方にに基づき、その団体に推薦依頼をさせていただいておるところでございます。今回も任期が改選に当たりそういった関係する団体に推薦依頼をお願いして出していただいたということでありまして、金融機関については

指定金融機関の支店長から出ていただくということでお願いをしております。結果的には、お願いをして出てきた顔ぶれについては、ほとんどお名前については変更がなかったという状況であります。

本田委員 昨年の議会の本会議におかれましても、補助金の団体がこの報酬等審議会に出るというのはいかなるものかという議会の指摘に対しまして、検討するというような答弁があったかと思いますが、その辺につきましては検討しなかったということによろしいですか。

森山総務政策部長 関係団体をお願いするときに、補助金を頂いている団体の方を推薦するのは控えてくださいというところまでは話はしませんでした。ただ、お願いするときにそういった部分があったということはお伝えをさせていただいたところでありませう。

本田委員 もう1点。市長の政治姿勢というところでお伺いしたいんですが、これも昨年の本会議におかれましては、様々な審議会等の答申というのはそのまま議会で諮るというような答えがございましたけども、これに対しても、やはり市長としての政治家としての姿勢を示すべきだという議会の指摘がございましたが、現状やはり審議会の答申はそのまま議会で諮るというような姿勢でよいのかどうか。その辺、市長いませんけどもお伺いいたします。

森山総務政策部長 市長ではございませんので、市長の気持ちを代弁することはできませんが、ここに出てきたというところで御判断をいただければと思います。

本田委員 もう1点。専決処分についてでございます。6から9に関してでございますが、6に関しましてはやむを得ないと受け止めております。7、8、9については、軽易な変更ということではございましたけども、やはり臨時議会というような声が議会ではございました。なぜ専決処分をしたのかお伺いいたします。

武藤総務政策部副部長 こちらは自治法第180条第1項に基づく専決の中で、既に議会のほうで専決処分事項の指定について議決をいただいております。簡単に申し上げますと、請負金額の100分の5以内の変更の場合、ただし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円以内の変更の場合については、議会承認ではなく、報告することということでよいとの議決をいただいておりますので、そちらに基づきまして報告をさせていただいたということでございます。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。ただいま説明のあった市長提出事件について、これを受けるとにしたいと思います。御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）異議がありますので、挙手によって採決をしたいと思っております。ただいまの市長提出事件について、市長提出事件のとおりということで賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）挙手多数であります。よって、市長提出事件については、これを受けるとに決定いたしました。

次に、議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （資料「令和2年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」「陳情文書表」により説明）

佐藤（肇）委員長 ただいま議長受付事件について説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。ただいま説明のあった議長受付事件について、これを受けるとにしたい

と思います。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議長受付事件については、受けることに決定いたしました。

次に、(2)付議事件の取扱いについて御審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「令和2年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」の取扱(案)について説明)

佐藤(肇)委員長 ただいま議会事務局長に説明をしていただきました。これより質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま説明のあった付議事件の取扱いについては、議会事務局長の説明のとおりで御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、ウの急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 急施事件として定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、そのほかの事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で協議することとするものであります。

佐藤(肇)委員長 これより質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。ただいま議会事務局長から説明がありましたとおりの取扱いとしたいと思います。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で協議することに決定いたしました。

## (2) 令和2年度魚沼市各会計予算の審査について

佐藤(肇)委員長 日程第2、令和2年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (別紙「令和2年度魚沼市各会計予算の審査について(案)」により説明)

佐藤(肇)委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。審査方法については、令和2年度魚沼市各会計予算の審査について(案)のとおり、予算審査特別委員会を設置し、審議することで御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

## (3) 閉会中の所管事務調査について

佐藤(肇)委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

この後の日程については、主に委員会内部の調整等になります。ここで執行部のほうか

ら報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席願うこと  
としたいと思います。御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それで  
は、執行部から協議、報告事項等はありませんか。

東川副市長 執行部のほうからは、先ほど説明申し上げたとおりでございますので、このほ  
かにはございません。

佐藤（肇）委員長 委員の皆さんから執行部に対して何かございませんか。（なし）それで  
は、執行部からはここで退席を願いたいと思います。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：35）

執行部退席

再 開（10：36）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

#### （４）令和２年第１回議会報告会について

佐藤（肇）委員長 日程第４、令和２年第１回議会報告会についてを議題とします。

今年度、第１回目の議会報告会についてであります。令和２年第１回定例会終了後の予  
算等の状況について、議会報告会を開催することになりますが、議会報告会につきまして  
は、昨年度の第１回の議会報告会の総括で、今後の課題として、現議員任期最後の２回の  
報告会、令和２年１１月、令和３年５月は、議会改革特別委員会で調査の上、新しいやり  
方で実施するとされております。今回の令和２年第１回議会報告会までは現状の報告会で  
実施するものとされておりますので、今回は引き続き実行委員会方式で報告会を企画、運  
営することでよいか協議をお願いしたいと思います。なお今回、議運、実行委員会で決定  
いただいたことは、次回３月１９日の全員協議会で確認を取らせていただきます。今年１  
回目の議会報告会は、第１回定例会終了後の予算等の状況についてであります。時期的に  
は５月中旬を予定しております。ここでしばらくの間、休憩をいたします。

休 憩（10：37）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：44）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

委員長として取りまとめをさせていただきたいと思います。今年１回目の議会報告会は、  
原則従前どおりで実行委員会方式とし、第１回実行委員会で実施内容等は検討するという  
ことにしたいと思います。なお、第１回実行委員会は、２月２５日火曜日、本会議終了後



に開催を予定させていただいておりますが、御異議ありませんか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定をさせていただきます。なお、実行委員の選任については、前回どおりの選任ということにしたいと思いますが、御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。では、そのように決定いたしました。本件について、以上いたします。

#### (5) 令和元年第4回定例会の課題等について

佐藤(肇)委員長 日程第5、令和元年第4回定例会の課題等についてを議題といたします。本件は、前回1月21日の議会運営委員会で各会派からの課題等について協議をさせていただいております。またその後、各会派等にお持ち帰りいただき、検討いただいたものがあります。本日は、各課題に対して各会派等が検討いただいた結果等も含め、議運として取扱いをまとめてさせていただきたいと思います。課題は配付資料のとおり4項目であります。前回の議会運営委員会で、大桃聴議員を除き提出者から説明をいただいております。本日は早速、議運として取扱いをまとめてさせていただきたいと思います。それでは、各会派等から検討結果について発言をお願いします。

渡辺委員(しんせいクラブ) 前回話させていただいたとおりなんですけれども、創生市民の会から出ていることにつきましては、本人に直接きちんと議長のほうから、誰がどうか分からないようではなく、きちんと注意はさせていただきたいということで、同じです。

それから、一般質問の答弁についてのところなんですけれども、道義的に考えればそうかもしれないけれども、係争中ということであれば、それを強制はできないわけです。逆に、道義的には、議員がしっかりと議会の中ですべきことを訴訟していいのかというところも、道義的にはいかなものかというところがありますけれども、それも止められないというのと同じですので、ここの2つに分かれておりますけれども、まずそういうことだということと、もう1つ、ここに根拠があるのかというのを質問すべきではないかというのがあるんですけれども、根拠があろうが、なかろうが、それも今度は根拠がないからと言って発言しなければいけないということでもないわけですので、それについても同等にここで取り扱うべきものではないと。もしそうであれば、市長に対してきちんと不信任なり、何なりをするなりということであって、それを強制はできないということをお願いしたいと思います。

共産党さんにつきましては、同意見なので、そのあたりは臨時議会を招集すべきであるというのは、もう少しもんでいただきたいです。

本田委員(魚沼輝成会) 服装に関しましては、議長から注意していただくでいいかと思いますが、今後、ジェンダーフリーと叫ばれている中でございますので、服装のあり方、いろいろ考えていかなければならないのかなと思っていますけれども、現状はそれでいいと思います。

答弁につきましては、政治家としての市長答弁という取り方もあろうかと思っています。そういった意味ではいろんなツールがありますので、それを活用していただければいいと思っています。不信任なり、何なりご利用くださいということであります。

専決につきましては、今回、私、見本見せましたので、以上であります。

佐藤（敏）委員（創生市民の会） 創生市民の会は、前回指摘したとおりです。

大桃委員（みらいの風） みらいの風としても、今まで話に出てきたとおりだと思いますし、創生市民の会の議員としての品位を保つというところで、ここに書かれているとおりだと思います。

大桃聴議員については、それぞれ立場というのがあるわけで、強制もできないということから、本来言われていることは分かるし、そうあってほしいと思いますけれども、強制できないというところで致し方ないのではないかと考えています。

共産党さんの件については、言われるように重要な案件については臨時議会を招集すべきだと考えております。

高野委員 ここに書いてあるように、創生市民の会の関係、日本共産党さんの関係についてはそのとおりだと思っております。

大桃聴議員の関係でありますけれども、これについてはやっぱり議員個々がその辺の問題点を指摘して、本会議なり、委員会なりでそのように指摘をすればいいのではないかと。委員会なり、何なりで、あせいこうせいという案件ではないのかなと感じております。

大平委員（日本共産党） 私どもは、前回指摘したとおり以上のものはないんですけれども、服装については、本田委員が言ったように、今後必要があれば、全部これでなきゃだめだということになっちゃうと、これも逆に支障が出てくることも考えられるので、今後議会として少し、どういう服装が望ましいのかあたり、それぞれ価値観はあるし見栄え等もあると思いますので、そこら辺は議論していただければと思っています。

渡辺委員 今回は、このような形で各会派に持ち寄って口頭でこうしましたけど、以前は、この文書をまた各会派から文書で提出してもらったことがあったんで、今回委員長がこのようにされたというのは何か理由があったのでしょうか。私はどちらのやり方がいいかも含めて、また持ち帰っちゃったじゃないですか。なので文書で各会派から一旦出してもらったのを見ながら、それぞれの会派がこういうふうに対応したというのがあって、そこに対してこれでいいですかみたいなほうがよかったと、ちょっと思ったものですから、そのあたり、また委員長のほうで検討いただければと思います。

佐藤（肇）委員長 ここではばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：53）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：54）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、ただいまそれぞれ御意見等をいただきましたので、この内容について委員長のほうでまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず1点目の服装の件につきましてですが、このことは議長に報告させていただきまして、議長から注意をしていただくと。誰がどうだというのがなかなか言えませんが、議

長から注意をいただくということで、全員協議会等の場で周知を図っていただくということと、まとめさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
そのようにしたいと思います。

次に、共産党さんから出されております専決処分についてであります。これにつきましては、専決処分は極力減らすようにしていく。そのため市当局と議会、市長、議長が密にコンタクトを取っていくということとあります。議会内の意見を重く受け止め、今後、政策的分野について暇がある場合には、議会側から臨時議会の開催申出をしていくようにするというようなことにしたいと思います。ただ、これについては情報が議会のほうになれば、なかなかできない部分でもありますので、議長からしっかりと市長と連絡を取り合っていたいただくというようなことで、申入れをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、市長答弁についてであります。一般質問の答弁等についてであります。丁寧な答弁をしなければならないということも分かるが、現実に裁判になって、相手方が裁判の中できちんとしてほしいと思っている以上、答弁を差し控えるということは仕方ない部分であると思います。強制することや、無理やり答弁をさせるということは難しいと思います。ただ、本田委員からも話がありましたけど、いろいろなやり方の中でツールを使っていたいただくというのはあろうかと思えます。

しばらくの間、休憩いたします。

休 憩（10：57）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：58）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を強制すること、無理やり答弁させるということは難しいということとありますので、この件については当事者の中でしっかりとやり取りの、それ以上のことはできないというようなことでまとめさせていただきたいと思えます。

今回、4件出た内容については、以上とさせていただきたいと思えますが、御異議ありませんか。（異議なし）そのように報告をさせていただきたいと思えます。

## （6）その他

佐藤（肇）委員長 日程第6、その他を議題といたします。委員の皆さんから何かありませんか。（なし）事務局から何かありませんか。（なし）ないようですので、以上とさせていただきます。本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いいたします。これで議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会（10：59）